

夏に向けての準備が始まる時期です。夏季賞与の支給に向けた準備もそろそろ始まります。時期が来て慌てないように、計画を立てて早めに準備をしましょう。

## 01 定額減税（所得税）への対応の準備



2024年分で実施される定額減税のうち、所得税分については6月より控除が始まることから、これに向けた準備を行います。

具体的には、2024年6月1日以後最初に支払う給与等の源泉徴収税額から、その支払時点での定額減税額を控除します。控除しきれない分については、その後の2024年中に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から控除します。

この控除額を計算するための事前準備として、まずは

- ①控除対象者の確認（2024年6月1日時点の在籍者で、扶養控除等申告書を提出している居住者）
- ②控除対象者の同一生計配偶者と扶養親族（いずれも居住者）の確認（扶養控除等申告書等で人数を確認）を行います。特に②について、16歳未満の扶養親族も定額減税の対象となりますので、見落としがないようにご注意ください。

## 02 住民税の改定対応



6月は特別徴収を行う住民税の改定月です。5月の給与計算を終え最終変更がないことを確認した上で、早めに給与計算ソフトのマスターデータ（住民税の額）を変更しておきましょう。

なお、2024年度は定額減税が実施されます。この影響で、定額減税の対象となる方については、6月分の特別徴収が行われません。自治体より送付される特別徴収税額通知には、7月分以降の11ヶ月分の納税額として定額減税控除後の金額が記載されていますので、これに従って処理を行ってください。

## 03 自動車税の納付



4月1日現在、自動車（軽自動車を除く乗用車やトラックなど）を保有している場合には、自動車税が課されます。自動車税は軽自動車と異なり、各都道府県に納める税金です。自動車税の納付は各自へ到達される納付書に基づき、5月中において各都道府県の条例で定める日までに納付しなければなりません。保有車両の排気量や用途などにより税額が異なりますが、一部グリーン化税制により税が軽減される場合もあります。

## 04 夏季賞与決定までの準備



夏季賞与を支給する場合には、賞与の支給額を決めるための準備が必要です。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配付などを行いましょう。

## 05 障害者雇用納付金の申告



2023年4月から2024年3月までの12ヶ月間のうち、常時雇用している労働者数が100人を超える月が5ヶ月以上ある場合、事業主は障害者雇用納付金の申告義務があります。

## 06 健康診断の実施



春の定期健康診断を実施する事業者は、医師・診療機関との最終確認、受診もれ者、追加者がいないかの確認をしましょう。当日やむを得ない事情で受診できない社員は、医師・診療機関へ後日の受診ができるかどうかの確認をし、受診を促します。

なお、事業所単位において常時50名以上の労働者を雇用している場合は「定期健康診断結果報告書」を所轄の労働基準監督署に遅滞なく提出します。